

**豊明市教育委員会 会議録**  
**「定例会 令和5年2月」**

令和5年2月16日（木）午前10時00分豊明市教育委員会2月定例会は、豊明市役所新館3階教育委員会室に招集された。

1 応招委員は、次のとおりである。

教 育 長	：	伏 屋 一 幸	教育長職務代理者	：	長 山 加 代 子
委 員	：	青 木 睦	委 員	：	井 戸 貴 子
委 員	：	南 寿 樹			

2 不応招委員は、次のとおりである。

な し

3 出席委員は、次のとおりである。

教 育 長	：	伏 屋 一 幸	教育長職務代理者	：	長 山 加 代 子
委 員	：	青 木 睦	委 員	：	井 戸 貴 子
委 員	：	南 寿 樹			

4 欠席委員は次のとおりである。

な し

5 会議事件説明のため出席を求めたものは、次のとおりである。

教 育 部 長	：	藤 井 和 久	学 校 支 援 室 長	：	小 崎 真
学 校 教 育 課 長	：	高 木 安 司	生 涯 学 習 課 長	：	深 草 広 治
図 書 館 長	：	水 野 美 樹			

6 本会の事務に従事したものは、次のとおりである。

事務局（係長）石 川 拓 也、事務局（主事補）加 藤 瑠 那 子

本会事件は、次のとおりである。

**議案**

- (1) 令和5年豊明市議会定例会3月定例会提出議案予算について
- (2) 令和5年春季休業日について
- (3) 令和5年度学校医等の委嘱について
- (4) 豊明市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について

**報告**

- (1) 豊明市教育委員会要綱の一部改正について
- (2) 豊明市スポーツ賞表彰式について
- (3) 教育委員会後援申請について

**その他**

- (1) 令和5年度小中学校入学式について

開会宣言 午前10時00分、2月定例教育委員会の開催を宣言。

会議録承認 1月定例会（1月18日分）の会議録について、承認する旨確認。

教育長 それでは、先月の定例教育委員会から本日までの主な出来事などについて報告させていただきます。

1月23日に愛知地区部活動検討委員会が開催されましたので、小崎室長とともに出席して参りました。内容としては、各地区の部活動の地域移行の方針及び現状についての情報交換が主な内容でした。本市の状況として、部活の部員数の減少、顧問の不足という状況が多くなってきており、部活動として成立しない、または今後成立しなくなるという問題から、複数の学校の生徒で一つの活動を行い、その場合には教員だけでなく地域の方々や市の職員にも声をかけ、スターアカデミーに登録してもらいながら実施をしていくこと。また、まずは現在実施の部活動の教員負担を軽減するため、土日についてスターアカデミーから指導員を派遣してもらい実施することなどを伝えました。現在スターアカデミーにおいて指導員の募集を行っていますが、登録希望者が少なく苦慮している状況です。参加の4市町とも指導を担う指導員の獲得が非常に難しい。学校内での地域移行への理解がまだ不足しているなどの状況報告がなされました。

1月26日に愛知県都市教育長協議会総会が開催され出席して参りました。総会には愛知教育大学の野田学長も出席され、教員不足の現状をお話しされました。お話の中で、令和3年度の小学校の採用倍率が2.6倍で過去最低であったこと。中学校の倍率が4.4倍で過去2番目の低さであったことが報告されました。また、教員採用試験を受験しない学生が増加している問題で、教職課程で資格を取り実際に採用試験を受験した割合が平成20年度では73.3%であったのに対し令和3年度では60.3パーセントに減少していることも報告されました。教員不足によって採用枠が年々増やされている一方で、受験者数の減少が倍率の低下につながっているとのことでした。これに対して、教員養成のため学校は忙しい中で学生を受け入れ教員実習を行っているのに、受験者が減っているのは大学の努力不足ではないかとの意見も出されました。野田学長からはさらに、ICT活用指導力の育成ということで、現在機器は揃ってきているが、ICT環境の整備に指導が追いついていないという指摘がなされました。特に、教員が授業にICTを活用して指導する能力と児童生徒のICT活用を指導する能力が低いとの分析が報告されました。大学としても教員養成の課程でICT活用指導能力を身につけさせることが急務であるとの認識を示しました。そのほか当日は県教委から最近の不登校児童生徒の状況や学力向上、外国人児童生徒への日本語教育、中高一貫教育導入方針案などの説明がありました。特に不登校については令和3年度全国で244,940人となり前年度の196,127人と比較すると24.9パーセントの増加となっているとのことでした。児童生徒に占める不登校割合は2.6パーセントで小学校で72人に1人、中学校で18人に1人の割合になるとのことでした。

2月2日には尾張部都市教育長会議が小牧市で開催され出席して参りました。会議の中で県教委から次の点について説明がありました。1つ目として、現在校長評価のみが給与に反映されていますが、来年度から教頭職についても人事評価を教育長が行い給与反映することとなった点。2つ目として、定年延長による校長特例任用が可能となった点。3つ目として、県民の日学校ホリデーの実施方法について。4つ目として全国体力運動能力運動習慣等調査結果について。5つ目として全国知事会に休み方改革プロジェクトが発足し、令和5年度から子どもたちが独自の休日取得ができるよう改革することが決定されたとの報告がありました。年間3日の休日取得が可能となり、保護者と共に様々な体験をしてもらいたいとのことでした。また、全国運動能力運動習慣調査について、愛知県が全国で男女とも46、47位となっており対策が必要であるとの県教委の指摘に対し、運動能力検査の実施時期や子どもたちの生活習慣などによる差をすべて学校が負うことはできない旨の意見が多数寄せられました。さらに、休み方改革プロジェクトの子どもたちに3日間の休日を与える旨の決定も早急すぎるのではないかとの疑問も多く出されました。これらの点以外についても各教育長から質問が相次ぎ、時間の関係で教育長会の議題の審議ができないほどでした。今後詳細が決まり次第皆様にお知らせしたいと思います。

最後に、昨年県教委の飯田教育長に人員増についてのお願いを小崎室長と共に行った件で、養護教諭1名、通級教室担当教諭2名、事務職員1名、日本語教育担当教諭2名すべての加配が認められたので報告いたします。

私からの報告は以上です。今の報告につきまして、ご意見・ご質問等がありますか。

委員 休み方改革プロジェクトの年休取得は、親に対してなのか、教員に対してなのかどちらですか。

教育長 子どもを休ませることによって、親も休むということです。教員もできるだけその時に休むということですが、あいまいなところがあります。

委員 親がいるから休める、親がいないから休めないということもあると思います。

教育長 県民デーで一日休むというのもそうなのですが、親が休めない仕事の場合、親がいない場合は、学校を休みにして児童クラブに行かなければなりません。

委員 校長特例任用については、校長評価に関連して、優秀なため任用するということですか。

教育長 そうだと思います。県の中でもそんなに人数はいないと思います。今やっている再任用校長と同じだと思います。この地域だと、長久手市に3年目の校長先生がいらっしゃいますけど、そういう方々になるのかと思います。

委員 以前は、評価の基準が、不登校が少なかった、楽しく学校に通っているというところでした。それ以外のところで能力が長けている、ICTを取り入れているなどの基準がないままで、定年だが延長されているとなり、現場がギスギスしていました。

教育長 作った背景としては、管理職になる人が非常に少なくなってきていて、校長試験の合格率も高率で80パーセントくらいになっています。実績のある方にやっていただいた方が、新しい人を登用するよりよくだろうという話で、判断がなされたときには、そういった方になると思います。

委員 スターアカデミーの件で、以前、豊明中学校の野球部の部員が少ないという話がありましたが、今どこまで決まっていますか。

教育長 そういった話はしていますが、まだ登録していただく方を探している状態で、まだ集まっていません。スポーツ協会の野球部の部長さんとも話をしましたし、明日は、バスケットボールの部長さんとも話をし、市内の野球部、バスケットボール部で中学生の指導ができる方がいれば紹介していただいて、スターアカデミーに登録していただきたいと思います。まずは、土日からやりたいと思っています。土日の顧問の負担を減らすということがまずは大事ということと、豊明中学校の野球部と女子バスケットボール部が廃部になり、地域のクラブに移行することができない子で運動を続けたい子もいると思うので、そういった子の受け皿を作っていかなければいけないと思います。学校に1人や2人だったりするのを、3中学集めて1つのチームを作り、練習して試合にでることができればと思っています。ただ、最初の勢いがなくなってきていて、国の方も3年間でやりましようと言っていたのが、期限を決めないとなくなりました。15～20年前に地域移行であまりうまくいかなかったときがあったそうですが、そういうことにならないようにやっていかなければいけません。いずれにしても、教員の多忙化解消をしなければいけない、子どもたちにスポーツの機会を提供し続けなければならないため、学校教育ではなく社会教育的なところで教育をしていくと思います。指導要領からも除くと言っているのです、学校でやるとい

う大前提が崩れてしまうため、水泳やバレエを習うのと同じような形に最終的にはなるのかと思います。

委員 スターアカデミーの登録には、条件などはありますか。

教育長 それについても、今話し合っていて、顧問をやって試合に引率できる方、練習の方で基準を変えて、お支払いする金額も変えなければいけないと思います。名古屋市内の小学校でそういったことをやっていますが、A、B、Cとランク付けをしているそうです。Aは監督をやり試合にも連れていく、Bは熟練の方、Cはお手伝い程度といった感じで差をつけているそうです。1時間あたりの払える金額をスターアカデミーに提示していて、その金額でやってくれる人を探してくださいとしています。

委員 そこには保険も含まれていますか。

教育長 そうです。スターアカデミーへの委託料も払わなければいけません。

委員 指導者がいなかった場合は、地域移行はできなくなるのですか。

教育長 教えてくれる人がいなかったらやれません。

教育長 その他にご質問等よろしいでしょうか。(なし)

#### 議 事 の 経 過

教育長 それでは議事に入ります。議案(1)「令和5年豊明市議会定例会3月定例会月議会提出議案予算について」説明をお願いします。

学校教育課長、生涯学習課長、図書館長(資料第1号に沿って説明を行う。)

教育長 今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありますか。

委員 学校巡回弁護士委託料は、事故が起こったときの訴訟などを扱うのかと思いますが、過去にそういった困ったことはありましたか。

学校教育課長 訴訟などの重いものはありませんが、日々学校の方から相談があるのが、保護者対応です。先生方は法的根拠がないと、答えを出すときに独りよがりの意見になってしまうので、そういった面でアドバイスをもらい、先生も自信をもって保護者に回答ができることが大きいと思います。

委員 怖い保護者に対して法的な姿勢をとるということですか。

学校教育課長 顧問弁護士ではないので、交渉の場に出ることはありませんが、例えば、保護者が「家に来い」と言ったときに、「それは行く必要ないですよ」と伝えることができます。素人ですと、「来い」と言われれば、誠意を見せていくということになりますが、法的に言えば、行く必要はなく、電話で説明し、「必要なら来ていただきたい」と言うことは、法的な裏付けがないと難しいところがあります。そういった面を含めて、こういった弁護士がいれば、簡単にメールでお聞きできるということが、学校にとっても心強いのではないかと思います。

委員 教員を守るということですね。

学校教育課長 その通りですが、弁護士の立場からすると、県の弁護士会の子どもの権利委員会に所属する弁護士のため、あくまでも弁護士側として、子どもの権利を守るために助言させていただくということです。

委員 虐待防止などですか。

学校教育課長 その通りです。

教育長 2年ほど前から、愛知地区教育長会議でも話題になっていて、長久手市が3年ほど前から取り入れていて、効果があるという話でした。例えば、学校の子どもたちが、歩道橋を渡って学校に通います。その時に、歩道橋に隣接している家が、子どもたちから見られてしまうと学校に文句を言いに来ました。そういうときに相談し、「弁護士がこう言っていました」と言うと、引き下がりますが、法律に知識がないと、毎日対応しなければならなくなります。豊明市、東郷町、日進市、長久手市、みよし市の5市町で連携しようということになっていて、長久手市はすでにあるので、4市町で、豊明市とみよし市で2人、日進市と東郷町で2人ずつ雇うということで雇用契約をしています。

委員 予算はみよし市と分担するのですか。

教育長 その通りです。

委員 GIGAスクールサポーター運営支援センターというのは、豊明市にそういった支援センターがあるのですか。

学校教育課長 本来は、県に支援センターを置いて、そこがコールセンターのようなことや、各市町村がやっている事業について取りまとめをし、先進的なことを行うというのを目指していますが、現実にはそこまでできていません。補助金をもらいたいということで、市町村から同意を得て、1つのまとめりとして運営協議会を持てば、市町村が使っているパソコンの保守を見られるといった補助枠になっています。ひとまず、国が県で同意される市町村を集めて、協議会を作り、先進的な事例が県の方から降りてきたりして、形上は県が市町村をまとめているということで補助金が出ています。現状は、保守委託のお金をあてさせていただいています。

委員 物価の高騰による不落とありましたが、来年度額を上げて申請し直すということでしょうか。

学校教育課長 本来であれば、そういったことを見越して、業者から見積もりを徴集します。不落は不名誉なことでもありますので、今後は、さらに精査させていただいて、計上させていただきます。

教育長 その他にご質問等よろしいでしょうか。(なし)では、議案(1)「令和5年豊明市議会定例会3月定例会提出議案予算について」承認される方は、挙手をお願いします。(全員挙手)それでは、承認といたします。では、議案(2)「令和5年春季休業日について」説明をお願いします。

学校支援室長 (資料第2号に沿って説明を行う。)

教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありますか。(なし)では、議案(2)「令和5年春季休業日について」承認される方は、挙手をお願いします。(全員挙手)それでは、承認と

いたします。では、議案（３）「令和５年度学校医等の委嘱について」説明をお願いします。

学校教育課長 （資料第３号に沿って説明を行う。）

教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありますか。（なし）では、議案（３）「令和５年度学校医等の委嘱について」承認される方は、挙手をお願いします。（全員挙手）それでは、承認といたします。では、議案（４）「豊明市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について」説明をお願いします。

学校教育課長 （資料第４号に沿って説明を行う。）

教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありますか。（なし）では、議案（４）「豊明市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について」承認される方は、挙手をお願いします。（全員挙手）それでは、承認といたします。議案は以上となりますので、報告に移ります。報告（１）「豊明市教育委員会要綱の一部改正について」説明をお願いします。

学校教育課長 （資料第５号に沿って説明を行う。）

教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありますか。

委員 文言が変わるだけで、内容は変わらないということですか。

学校教育課長 その通りです。

教育長 その他にご質問等よろしいでしょうか。（なし）では、続きまして報告（２）「豊明市スポーツ賞表彰式について」説明をお願いします。

生涯学習課長 （資料第６号に沿って説明を行う。）

教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありますか。

委員 佐野先生はなぜ対象なのですか。

生涯学習課長 今回の表彰には、功績という項目があります。平成７年から令和３年まで、バスケットをやっていただいている方で、協会の会長を２６年間務めていただいていたたり、小中学生の大会の審査員をやっていただいたり、バスケットボールの教室の設営に尽力いただいたところを今回の表彰の対象とさせていただきました。

教育長 その他にご質問等よろしいでしょうか。（なし）では、続きまして報告（３）「教育委員会後援申請について」説明をお願いします。

学校教育課長、生涯学習課長 （資料第７号に沿って説明を行う。）

教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありますか。（なし）では、報告は以上となりますので、その他に移ります。その他（１）「令和５年度小中学校入学式について」説明をお願いします。

学校教育課長 （その他資料①に沿って説明を行う。）

教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありますか。（なし）では、次回の教育委員会の日程についてお願いします。

学校教育課長 （3月7日（火）午前11時00分から3月臨時教育委員会を、3月20日（月）午前11時00分から3月定例教育委員会を、4月13日（木）午後2時00分から4月定例教育委員会を開催する旨提出。）

教育長 その他にございますか。

委員 先週、愛知県市町村連合会理事会に参加しました。表彰の候補者に久留島さんがあがっていました。令和5年度の連合会の定期総会が、7月5日に刈谷市の総合文化センターで開催すると決まりました。意見交換会がありまして、部活動の地域移行についてとコロナの2点について話し合いました。部活動については、各市町村によって様々、問題もありすぎる、指導要領から切り離して、今学校が行っていることを、学校からどう切り離すのかということ、やっていけるのかということでした。豊明市はスターアカデミーが入るけれども、他の市町村も市のスポーツ協会などと協力して、やろうとはしている動きは出ていても、今まではボランティアくらい感覚でやっけてもらったものに、お金を払うようになり、指導者というのは、経験者がよいのかということ、教員は子どもを教育するにあたり、勉強をして子どもと接しているが、バスケの経験者で登録して教えますといった方が、はたして謝礼をもらって子どもに適切な指導をできるのかということでした。豊明市には、スターアカデミーがあるので、スターアカデミーは学校の指導に入る前に、子どもとの対応に対して、こういう風に気を付けましょうといった研修をしてくれるのかということです。たくさん年代の方が登録された場合、考え方が違うと思います。そのため、偏見かもしれませんが、少しお年の方だったりすると、口調がきつくて、根性で乗り越えろという世代の方が、「今は指導としては、適していませんよ」という言動の指導があった場合、そういったことをある程度一律に、どなたかが研修をしてから指導に入れるのかということ、子どもにとって大事なことです。誰がするのかということも問題で、教員と部活というものは、ある程度、子どもと教員に関係性があるので、好き嫌いもあると思いますが、その教員が部活動を見てくれている、何とかやれます。では、そうではない突然来た人が指導をするというマッチングに対して、合わなかったときというのは、どっちが辞めるのか、子どもが辞めなければいけないのか、指導側がきちんと対応して改善するのか、その間に入るのはスターアカデミーなのか、学校なのかということ、話し合っていると、たくさん問題が出てきてしまいます。スターアカデミーのようなところがないところから、「豊明市は野球と女子バスケの2つの部活をやろうとしていて、そこには誰が払うのか」と聞かれ、「今回は市が負担するみたいです」という話をしました。小牧市は、今の部活で地域移行すると、どれくらいお金がかかるのかを計算をしたそうです。これだけのお金を地域移行に使うのか、学校の施設管理にお金を充てるのかと考えたときに、指導にそれだけの予算を費やすのはどうなのだろうかということ、全く動いていないという市町村もありました。とにかく問題があるため、国からだけでなく、県からももう少し何かできませんかという要望を連合会としてあげた方がよいのではないかとということでした。県に対して何らかの要望をあげられるように、5月に考えましょうという話がありました。また、教員であったり、生徒の声をもう少し教育委員会として、例えば野球とバスケをやると思うので、その子たちに「どうですか」という声を聞いたりすべきだと思います。栄中学校にはトレーニング部があり、今どういう風に活動しているかわかりませんが、トレーニング部を作った当初は、保護者は大会に出ずにモチベーションをどう保ってトレーニングをするのかと言って、誰も入らないのではないかと聞いていたのですが、意外と土日にクラブチームに行く子であったり、球技は苦手けれども、実は習い事でダンスをしているから、学校の部活で、自分に合った適度なランニングや縄跳びなどの運動をする、部活というコミュニティが彼らには欲しい部分があるみ

たいで、入ったりするそうです。そういったことが、私たちが想像していたものとは少しニーズが違うということもあると思うので、生徒の声を、教員にしても保護者にしても、違う形の部活動の在り方も模索する必要があるのではないかという話がありました。コロナについては、落ち着いてきてよかったですねという話で、卒業式のマスクのことを話し合いましたが、その数日後に、「マスクを外してよいです」と総理がっていました。いらっしゃった委員さんに医師の方がいらっしゃって、特に低学年の子がマスクをすることに当たり前になっている、マスクをすることで予防されているからしなさいというイメージを与えられていたとすれば、マスクを外すことに抵抗してくると考えられます。本来は、咳、くしゃみが出る人がマスクをしなさいということで、コロナに関していえば、マスク自体は、基本的にはコロナを通します。マスクは予防になっていないため、小さい子たちに「マスクをしないから予防できない」という植え付けを、学校側も先生も認識をして、間違った情報で子どもに注意をするのはずれているという認識をしなければなりません。恐怖感やマスクをしなくて予防できないから外せないというのは、上の年齢の子たちが、恥ずかしくて外せないのとは、違う認識の形のため、せめて外せる環境にしなければなりません。そういったことの知識を、学校側としては理解して、子どもたちと話し合わなければいけないですよということを言われました。今6年生は外す、外さないでざわついていたりするので、違う知識を植え付けないように学校も気を付けてくださいという助言がありました。

委員 卒業式や入学式では、来賓のマスクはどうなりますか。

教育長 来賓は着用とさせていただきます。子どもたちと教員は、自由にします。外すことが前提であると受け取られないように、かといってどっち寄りの方向にも行きたくないため、自由にします。といった表現にしました。日進市は、外してもよいという言い方にするそうです。外してもよいだと、着けることが前提になるし、原則外すとなると、外すことが前提となるため、自分はこちらも誤解を招くと思ったので、着用については自由とします。という風にしてくださいと、学校に伝えました。

教育長 その他にございますか。(なし)ここで閉会の前におはかりいたします。本日の追加議事として、議案(5)「豊明市教育委員会教育長の辞職の同意について」を動議したく存じますが、異議はございませんでしょうか。(全員異議なし)御異議ないようですので、議案(5)を審議いたします。議案(5)は私の辞職に関する議案です。私の任期は、令和4年8月1日から令和7年7月31日までの3年間ですが、一身上の都合により、令和5年3月31日をもって辞職させていただきます。ご審議いただきますようお願いいたします。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6号及び豊明市教育委員会会議規則第14条第1項で、自己の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない、と規定されておりますので、審議が終了するまで退席いたします。その間の進行は、教育長職務代理者の長山委員にお願いいたします。

(教育長退席)

教育長職務代理者 では議事を進めさせていただきます。議案(5)「豊明市教育委員会教育長の辞職の同意について」教育部長から説明をお願いします。

教育部長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 全員が反対した場合はどうなりますか。

教育部長 否決になりますので、教育委員会としては、同意していないということになります。



委員 次の教育長は、教育長職務代理者になるのですか。

教育長職務代理者 なりません。

教育部長 次の教育長に関しては、今後議会に出しますので、詳細は申し上げられません。

委員 推薦は教育委員会が行うのですか。

教育部長 市長からになります。

教育長職務代理者 そのほかご意見、ご質問はありませんか。(なし) それでは議案の議決を行います。議案(5)「豊明市教育委員会教育長の辞職の同意について」に、同意される方は挙手をお願いします。賛成多数ですので、議案(5)は同意といたします。伏屋教育長入室をお願いします。

(教育長入室)

教育長職務代理者 伏屋教育長に申し上げます。議案(5)は同意することで議決いたしました。では、教育長に進行をお戻しします。

教育長 進行ありがとうございました。また、このたびの辞職につきまして同意をいただきありがとうございました。以上で本日予定しておりました内容はすべて終了いたしました。これもちまして、令和5年2月定例教育委員会を終了いたします。

閉会宣言 午前11時25分、2月定例教育委員会の閉会を宣言。